

展 望

震災への対応状況と被災地における共同活動の維持

農林水産省東北農政局農村振興部長

米 田 博 次
(YONEDA Hirotsugu)



東日本大震災から5年が経過した。平成27年度末で、津波被災農地約2万haの73%で営農が可能になり、圃場の大区画化とも相まって、100haを超える経営体が出現するなど、福島第一原子力発電所事故の避難指示区域以外では着実に復旧・復興が進んでいる。これも、本学会の会員の皆様をはじめとする全国の土地改良関係者のご支援・ご協力の賜であり改めて感謝申し上げます。

大津波により農地が瓦礫や津波堆積土砂に覆われるなど、絶望的な状況の中からの復旧・復興であったが、ここまで進んだ要因について関係者の対応を振り返って考察するとともに、被災地の地域コミュニティや共同活動が抱える課題等を取りあげる。また、避難指示区域における営農再開への対応状況を報告する。

復旧・復興が進んだ要因

名取土地改良区（宮城県名取市）は、発災翌日には土地改良技術事務所の災害用ポンプの貸出しを要請し、4日目から昼夜を徹した排水作業を開始した。

また、東北一のイチゴ産地の火を絶やしてはいけないと、新たな団地造成に向けて合意形成を進めたのは亘理土地改良区（宮城県亘理町）であった。

仙台東土地改良区（宮城県仙台市）は、被害の甚大さから対応が見えない中、JAおよび市の三者で話し合い、復興連絡会を立ち上げたが、これが復旧への契機になったという。農政局や県も合流し、座談会やアンケート調査等を通じ、農家の意向やニーズを吸い上げた。その後、市による農業機械のリース事業等の創設、国の直轄事業による対応の表明があり、このような行政の姿勢が強い支えになったそう。

こうしてみると、農家と向き合い、現場とともに歩む中で培われ、土地改良関係者に共有されている農業農村への思い、農業や地域を守るという使命感と責任感、また、積み重ねられてきた信頼関係といったものが強く作用して進んだ復旧・復興だと思われるのである。

被災地における共同活動の維持

東日本大震災は高齢化の中で起こり、農業機械の流失が重なって、多くの農家は農地を貸し出しリタイアする道を選んでいる。その結果、担い手への農地集積が、これまでに経験したことのない速さで一気に進み、少数の大規模経営体が農地の太宗を経営する風景が広がりつつある。

今後の農業の目指す姿を先取りしたものと言えるが、住民の移転等により地域コミュニティが脆弱化し共同活動の参加者も減少するなど、共同活動の維持が課題となっている集落もあり、どう対応するのか事例を踏まえて考えたい。

まず、集落をカバーする農業生産法人を設立し、米や大豆、加工・業務用野菜の生産等の営農活動に加え、集落のさまざまな役割を担い、転居者への農作業便りの配付、収穫祭の開催、パートやアルバイト、研修生も活用した交流の場づくりなど、地域コミュニティの維持にも取り組む法人がある。

次に、農地の瓦礫除去等を支援した学生ボランティア団体リ・ルーツでは、地域コミュニティの再生には人が集まる仕組みが必要と考え、市民農園の開設、震災で途切れた運動会や祭りの復活に取り組むとともに、ファームステイ、大学と連携したインターン制度などを模索している。

また、共同活動の参加者が減少していけば、これまで集落が管理していたところまで、土地改良区が担わざるを得なくなると懸念する改良区もある。このため、集落単位で行われている活動の範囲をより大きな括りに再編することで、活動組織の基盤を強化し、参加者の確保を図れないかと考えている。

上記のようなソフト的な対応だけでなく、ハード整備により管理労力の低減を図ることも重要である。県営農地整備事業の名取地区および岩沼地区では、一区画2haおよび均平区の設定で一区画6haも可能とする整備による作業効率の向上、用排水路のパイプライン化による用排水管理の省力化に加え、地元要望に応じて幅2mの畦畔を乗用トラクタに取り付けた草刈り機で刈り取ることで、管理労力の大幅な軽減を目指している。

このように、被災地における共同活動の維持については、地域の多様性や実情を十分踏まえ、地域コミュニティの再生活動とも連携しながら、ソフト・ハードの両面から、活動範囲等の再編や参加者の多様化、アドホックな参加者も可能とする工夫、管理の省力化対策等、幅広い対応を検討する必要があると考える。

避難指示区域の営農再開

避難指示解除準備区域・居住制限区域については、平成29年3月までに避難指示を解除できるよう、環境整備の加速化に取り組むこととしている。

農地除染は最終段階となっており、被災した農地・農業用施設の復旧が本格化するほか、圃場整備の機運も生じている。また、ため池や大柿ダムの放射性物質対策の検討も進めており、ため池については対策の実施段階となる。

営農再開に向けては、復興組合が順次設立されており、除染後の農地の保全管理や作付け実証等の取組みが始まる。また、農業者の確保や地域ぐるみの営農体系の再構築、すなわち地域コミュニティの再構築が必要となる。このため、福島相双官民合同チームに営農再開グループが結成され、地域農業の将来像の策定等に対して市町村への支援を開始している。

このように両区域は、発災後5年を経て復旧・復興が本格化するが、農業者が安心して営農が行えるよう、今後とも関係機関が連携し、農家の自発性を大切に、農家に寄り添いながら支援を継続していくことが重要と考えている。

[2016.4.28.受理]